

# ゼロゼロ融資の

☑️据置期間満了を迎える

☑️返済は開始しているが、資金繰りに不安を感じている  
中小企業の皆さまへ

ゼロゼロ融資<sup>※</sup>の  
返済負担の  
軽減

収益力  
改善

※ゼロゼロ融資とは、新型コロナ禍で売り上げが減少した中小企業の皆様に実質無利子・無担保で融資する仕組みです。

取扱期間は**令和6年6月末まで**です。  
ご利用をお考えの方は、お急ぎご相談ください。

## 「伴走支援型借換支援資金(県制度)」及び 「伴走支援型特別保証(協会制度)」のご案内

保証限度額 **1億円**

保証料率

①経営安定関連4号、  
経営安定関連5号

一律**0.1%**(県制度)

一律**0.2%**(協会制度)

②一般保証は以下の通り

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県制度(%)	0.51	0.36	0.21	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
協会制度(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

詳しくは裏面をご覧ください。

 鹿児島県信用保証協会

【保証部】TEL099-223-0271

【経営支援部】TEL099-223-0274



鹿児島県信用保証協会

検索

〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号

LINE 公式アカウント

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の**コロナ融資の返済負担の軽減を図りつつ、収益力改善を促すため**、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力の改善を図ることを目的とする保証制度です。



## 制度概要

項目	●伴走支援型借換支援資金(県制度)		●伴走支援型特別保証制度(協会制度)
申込 人 資格要件	経営安定関連4号	経営安定関連5号	一般保証(普通保険・無担保保険)
	中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること	保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること	次のいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して <b>5%以上減少</b> していること ② i .最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して <b>5%以上減少</b> していること ii .最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して <b>5%以上減少</b> していること iii .直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して <b>5%以上減少</b> していること iv .最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して <b>5%以上減少</b> していること v .最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して <b>5%以上減少</b> していること vi .直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して <b>5%以上減少</b> していること
添付書類	(1)経営安定関連4号	(2)経営安定関連5号	(3)一般保証(普通保険・無担保保険)
	経営安定関連4号の認定書	経営安定関連5号の認定書	①売上高減少要件確認書 ② i ~ iii 売上高総利益率減少要件確認書 ③ iv ~ vi 売上高営業利益率減少要件確認書
	経営行動計画書、経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書		
保証限度額	1億円		
保証割合	全部保証(100%保証)	責任共有対象(80%保証)	責任共有対象(80%保証)
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		事業資金
貸付形式	証書貸付または手形貸付		
返済方法	一括返済または分割返済		
保証期間	10年以内(据置期間は5年以内)但し、一括返済の場合は1年以内		
保証料率	①経営安定関連4号、経営安定関連5号 ●【県制度】信用保証料率 <b>0.10%</b> (国が0.65%、県が0.1%相当の額を補助) ●【協会制度】信用保証料率 <b>0.20%</b> (国が0.65%相当の額を補助)		②一般保証は、表面記載の通り
貸付利率	●【県制度】1年以内: <b>1.4%</b> 、1年超3年以内: <b>1.6%</b> 、3年超5年以内: <b>1.7%</b> 、5年超: <b>1.9%</b> ●【協会制度】金融機関の定めた利率		
担保	必要に応じて徴求		
連帯保証人	必要に応じて徴求する。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。		
取扱期間	令和6年6月30日まで延長		
借換えの特例	危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に信用保証協会が保証申込を受け付けし、かつ貸付実行されたSN5号(80%保証)を既往借入金の範囲内の額でSN4号(100%保証)で借換えることは可能。		